

令和 6 年

第 7 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令和6年第7回定例教育委員会日程

日 時 令和6年7月25日（木） 午後2時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名

蒲田 知子

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定
について (文化・スポーツ課)

議案第2号 我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則
の制定について (鳥の博物館)

議案第3号 我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規
則の一部を改正する規則の制定について
(文化・スポーツ課)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・ 1
議案第 2 号	我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	・・・・ 4
議案第 3 号	我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	・・・・ 6

議案第 1 号

我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 7 月 2 5 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

教育委員会の附属機関として我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会を設置するとともに、報酬を規定するため提案するものです。

我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例

我孫子市附属機関設置条例（令和元年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
執行 機関	附属 機関	担任する事務	委員 の 定 数	委員 の 任 期	執行 機関	附属 機関	担任する事務	委員 の 定 数	委員 の 任 期
略					略				
教育 委員 会	略				教育 委員 会	略			
	我孫 子市 五本 松運 動広 場整 備事 業者 選 定 委員 会	我孫子市五本松運動広場整備事業者に関する必要事項について調査審議すること。	5人以内	調査審議が終了する日まで					
備考	略				備考	略			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(我孫子市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 我孫子市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例

(昭31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)												
(1)の表 略	(1)の表 略												
(2) 附属機関の委員等	(2) 附属機関の委員等												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>五本松運動広場</td> <td>日額 9,000円</td> </tr> <tr> <td>整備事業者選定委員会委員</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略		五本松運動広場	日額 9,000円	整備事業者選定委員会委員		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	
区分	報酬の額												
略													
五本松運動広場	日額 9,000円												
整備事業者選定委員会委員													
区分	報酬の額												
略													
(3)の表及び(4)の表 略	(3)の表及び(4)の表 略												

議案第 2 号

我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 7 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

開館時間のうち、入館できる時間を新たに規定するため、提案するものです。

我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市鳥の博物館条例施行規則（平成元年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(開館時間) 第3条 博物館の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。 <u>ただし、入館は、午後4時までとする。</u> 2 略	(開館時間) 第3条 博物館の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。 2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 7 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

開館時間を早め、入館できる時間を新たに規定するとともに、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(開館時間)</p> <p>第3条 白樺文学館の開館時間は、<u>午前9時</u>から午後4時30分までとする。<u>ただし、入館は、午後4時までとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。</u></p>	<p>(開館時間)</p> <p>第3条 白樺文学館の開館時間は、<u>午前9時30分</u>から午後4時30分までとする。<u>ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。